

# 大牟田市公用車有料広告のご案内



公用車の車体に広告を掲載しませんか。走る広告塔としての宣伝効果が期待できます。

大牟田市企画総務部 公共施設マネジメント推進課

電話 0944 (41) 2557

FAX 0944 (41) 2552

[e-mail e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp)

## ◇大牟田市公用車有料広告掲載までの流れ◇

掲載を希望する公用車の掲載場所を選び、下記の①から④までを提出してください。

【提出先】公共施設マネジメント推進課（市役所 4 階）電話 0944(41)2557

① 大牟田市公用車（共用車両）広告掲出申込書（4 ページ）

② 広告案（サイズ・デザイン・材質等）

※広告掲載の基準にあったものにしてください。

③ 履歴事項全部証明書（法人事業者の場合）※個人事業者の場合は住民票

④ 役員等名簿及び照会承諾書（5～6 ページ）

※ただし、③と④については、当該年度に大牟田市の登録業者となっている場合は、添付を省略することができます。

なお、市が必要と認め提出を求めた場合は速やかに提出してください。

大牟田市広告掲載要綱第 9 条 1 項の規定に基づき、審査を行います。

大牟田市有料広告掲載決定または非掲載決定の通知をします。

大牟田市有料広告掲載決定の通知があった場合、掲載する広告は屋外広告物に該当しますので、大牟田市屋外広告物条例に規定する許可申請が必要です。

【屋外広告物の問い合わせ】土木管理課（市役所 4 階）電話 0944(41)2788

屋外広告物許可書を受け取り、納付書により許可手数料をお支払いください。

契約を締結しますので、下記の①から②までを公共施設マネジメント推進課へ提出してください。

① 屋外広告物許可書（写）

② 屋外広告物条例に規定する許可手数料の領収書（写）

広告を掲載します。（事前に広告掲載開始日をお知らせ下さい。）

納付書により広告掲載料をお支払いください。

## 広告の規格及び料金等

広告スペース 縦×横	掲載料
30 cm×40 cm	1,200 円
50 cm×50 cm	2,500 円

※ 掲載料は 1 月 1 箇所当たりの掲載料です（税込み）。

※ 掲載料のほか、屋外広告物の許可手数料 1 箇所 200 円が必要となります。

## 広告掲載方法等

① 広告を描いたラッピングフィルムやカッティングシート等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものを車体に直接貼り付けます。マグネットシート式や車体塗装はできません。

② 広告物には「有料広告」という記載が必要です。（サイズ 3cm×10cm 程度）

## 広告掲載期間

掲載期間の最長期間は3年間です。

※ 契約期間満了後に掲載広告はそのまま再契約することもできます。

## 広告掲載場所

120箇所

## 受付期間

随時（土・日・祝日を除く）先着順に受け付けます。

## 提出及び問い合わせ先

大牟田市役所 公共施設マネジメント推進課（市役所 4 階）

電話 0944(41)2557

FAX 0944 (41) 2552

e-mail [e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp)

## 広告規制事業者および広告掲載基準

- ① 掲載する業種は、次のいずれにも該当しないものに限り、
  - ・ 風俗営業及びそれに類似する業種
  - ・ 消費者金融
  - ・ たばこ
  - ・ ギャンブル
  - ・ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
  - ・ 占い、運勢判断
  - ・ 興信所、探偵事務所等
  - ・ 債権取立て、示談引受け
  - ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けずに業を行うもの
  - ・ 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続中の事業者
  - ・ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
  - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善しないもの
  - ・ 市税等の滞納があるもの 他
  
- ② 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものに限り、
  - ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - ・ 政治又は宗教に関するもの
  - ・ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現
  - ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
  - ・ 都市美観を損なうおそれがあるもの
  - ・ 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるもの 他

## 広告主の責任等

- ① 広告物の作成、掲載、撤去等は広告主が行い、その経費については広告主の負担となります。
- ② 掲載する広告は、屋外広告物に該当しますので、大牟田市屋外広告物条例に規定する許可申請が必要です。
- ③ 広告物の撤去等により公用車の車体塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が修復を行います。
- ④ 広告内容に関する市民からの質問等については、広告主が責任を持って対処します。

大牟田市公用車(共用車両)広告掲出申込書

大牟田市長 殿

公用車への広告掲出を以下のとおり申し込みます。

広告掲出希望者	所在地	〒 ー		
	名称			
	代表者職氏名			
	担当者氏名			
	連絡先	T E L		
		F A X		
		Eメール		
業 種				
掲 出 希 望 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日			
掲出希望公用車及び掲出場所				
掲 出 希 望 面 積	㎡(縦 cm×横 cm)			
広 告 の 内 容 及 び 仕 様				
そ の 他	申込みに当たっては、関係法令、大牟田市広告掲載要綱、大牟田市広告掲載基準、大牟田市公用車(共用車両)広告掲出取扱要領及び大牟田市公用車(共用車両)共用車両広告掲出基準の内容を遵守します。また、大牟田市が市税納付状況調査及び暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会を行うことに同意します。			

役員等名簿及び照会承諾書

令和 年 月 日

大牟田市長 関 好孝 殿

(公共施設マネジメント推進課)

(届出者) 主たる事務所  
の所在地  
法人(団体)名  
代表者名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市公用車(共用車両)広告掲出に関する契約書に定める暴力団の排除に関する条項に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

役 職	(ふりがな) 氏 名	性 別	生 年 月 日
代表者			, ,
			, ,
			, ,
			, ,
			, ,

備考1 この書面に記載された個人情報については、大牟田市個人情報保護条例(平成14年12月27日条例第22号)の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

## 記 入 要 領

- 1 この書面には、次に該当する者を記載すること。
  - (1) 株式会社については、取締役（代表取締役を含む。）及び執行役（代表執行役を含む。）
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事（代表理事を含む。）
  - (5) (1) から (4) までに掲げる法人以外の法人については、(1) から (4) までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 次に該当する場合は、(1) から (6) に掲げる者のほか、次の者
    - ア 支配人を置く場合は、支配人
    - イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者
- 2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。